




POLICY

DOCUMENT ID.	A-003
REVISION NUMBER	03
EFFECTIVE DATE	February 25, 2026
PAGES	Page 1 of 12

SUBJECT: WHISTLEBLOWER POLICY

WHISTLEBLOWER POLICY

Revision Number	Description of Change	Effective Date	Author	Approver
00	Initial Document Creation	February 1, 2023	Y. Fushman	CEO
01	Annual Review	December 7, 2023	Y Fushman	Board of Directors
02	Annual Review	December 10, 2024	Y. Fushman	Board of Directors
03	Minor Revisions and incorporation of addendum re Spain specific provisions	February 25, 2026	J. Hurtado	Board of Directors

 NORTHLAND POWER	DOCUMENT ID.	A-003
	REVISION NUMBER	03
	EFFECTIVE DATE	February 25, 2026
	PAGES	Page 2 of 12
SUBJECT:		WHISTLEBLOWER POLICY

NORTHLAND POWER INC.

内部告発者に関する方針

1. 目的および対象

- 1.1.1. Northland Power Inc.およびその関連会社（以下、「**当社**」または「**Northland**」といいます）は、事業の遂行方法において最高水準の倫理と誠実さを追求し、そのコア・バリュー（中核となる価値観）を維持することを自らの責務としています。Northland の企業行動・倫理規範（以下、「**規範**」といいます）は、Northland とその関連会社の従業員、役員、取締役、コンサルタント、請負業者、サプライヤー（以下、「**代表者**」と総称します）すべてに規範を遵守することを求めており、規範に違反する行為を深刻に受け止めます。
- 1.1.2. この内部告発者に関する方針（以下、「**本方針**」といいます）は、Northland が不適切な行為や行動に対処し、是正できるように、代表者が社内で深刻な懸念を提起することを奨励し、可能にすることを目的としています。Northland の規範に対する違反の疑いや、Northland の事業に適用される法律や規制に対する違反の疑いについて、懸念事項を報告することは、すべての代表者の責任です。
- 1.1.3. 万が一違反行為が発生した場合、故意か否かに関わらず、Northland は調査を行い、該当する場合には、Northland がそうした違反行為に対処するために取った是正措置も含め、関連する規制機関および/または専門機関に報告する責任と責務があります。



POLICY

DOCUMENT ID.	A-003
REVISION NUMBER	03
EFFECTIVE DATE	February 25, 2026
PAGES	Page 3 of 12


SUBJECT: WHISTLEBLOWER POLICY

1.1.4. 本方針は、Northland のすべての代表者に適用されます。規範、その他の Northland の諸方針、適用される法律、規則、および/または規制への違反が判明した場合、またはその疑いがある場合、ならびに詐欺、不正行為、有害な行為、および/または非倫理的行動などが疑われる行為について、代表者が報告するための手順を定めています。

2. 定義：

- 2.1. ホットライン：独立した第三者機関である EQS Integrity Line が運営する Northland の匿名通報ホットライン。
- 2.2. 報告：報告すべき行為に関する個人からの告発。
- 2.3. 報告すべき行為：規範、その他の Northland の諸方針、適用される法律、規則、および/または規制に対する既知の違反行為またはその疑いのある行為、および詐欺、不正行為、有害な行為、および/または非倫理的行動の疑われる行為のすべて。報告すべき行為の例は、本方針の 3 項に記載されています。
- 2.4. 内部告発者：報告すべき行為に関連し、報告手続きを通じて報告をする個人を指します。
- 2.5. 内部告発委員会：内部告発委員会は、ホットラインからの報告を受け、報告の予備評価を行い、正式な調査を監督し、Northland の監査委員会と取締役会に報告する責任を負っています。
Northland の内部告発委員会は、当社の最高法務責任者、最高人事責任者、最高財務責任者、ヴァイスプレジデント、安全・衛生・環境で構成されています。内部告発委員会は、特定の業務を、それぞれの法務、人事、財務、安全・衛生・環境部門内の信頼できる代理人に委任することができます。

3. 報告すべき行為

 NORTHLAND POWER	DOCUMENT ID.	A-003
	REVISION NUMBER	03
	EFFECTIVE DATE	February 25, 2026
	PAGES	Page 4 of 12
SUBJECT: WHISTLEBLOWER POLICY		

3.1. 代表者は、以下を例とする行為（本方針で定義された「報告すべき行為」）に関する報告を行うことができます。

3.1.1. Northland の財務記録の作成、評価、審査または監査における疑わしい会計、詐欺または故意の誤り、および内部統制ならびに監査に関する事項。これには、内部統制の回避もしくは回避の試み、または Northland の会計方針もしくは内部統制方針の違反に相当すると考えられる事項が含まれます。

3.1.2. 代表者、Northland に代わってサービスまたは行動を行う第三者、および/または一般市民の健康や安全に対する、職場での嫌がらせ、暴力、差別などの重大な脅威または危害を伴ういかなる事柄も対象となります。

3.1.3. 代表者が、詐欺、贈収賄、不正行為、その他非倫理的または腐敗行為を目撃した、またはそうした行為を行うよう求められていると確信する状況。

3.1.4. 規範もしくはその他の Northland の諸方針、または適用される法律、規則および/または規制に対するその他の実際の違反、違反の可能性、または疑いのある行為。

4. 報告義務

4.1. Northland のすべての代表者は、既知の違反もしくは報告すべき行為を適時に報告する責任を負っています。

5. 内部告発者保護



POLICY

DOCUMENT ID.	A-003
REVISION NUMBER	03
EFFECTIVE DATE	February 25, 2026
PAGES	Page 5 of 12

SUBJECT: WHISTLEBLOWER POLICY

- 5.1. 本方針に基づき報告を行った結果、差別、報復、ハラスメント、または雇用上の不利益を受けたと確信する個人は、できるだけ早く上司または内部告発委員会のメンバーに知らせる必要があります。
- 5.2. Northland は、社員が開示された情報を信じるに足る合理的な根拠のもと誠実に行動し、虚偽の告発をしないことを求めます。故意または無謀に誠意のない発言または開示を行った個人は、解雇を含む懲戒処分の対象となる場合があります。本方針に従って報告を行う従業員は、Northland の一般的な職務遂行基準に従うことが求められ、今後もそうあり続けます。したがって、正当な雇用上の不利益措置がとられたあるいはとられようとしている個人が、本方針を会社の合法的な行動に対する弁護として利用することは禁じられています。

6. 報告手順

6.1. 一般規定

- 6.1.1. 本方針に従って報告を行う代表者は、名前、日付、場所、起こった出来事など、報告すべき行為をできるだけ詳細に記述し、報告すべき行為に関連し得るあらゆる補足資料または証拠も添えて提出しなければなりません。報告は、代表者が苦情に関する事柄を知り次第、速やかに行うものとしします。
- 6.1.2. 代表者が報告すべき行為を報告するために利用できる手続きがいくつかあり、以下に詳しく説明されています。

- **手続き 1 – 管理者への報告**



SUBJECT:

WHISTLEBLOWER POLICY

Northland は、従業員にとって重要な事柄について、オープンなコミュニケーションと話し合いを重視し、従業員が質問、懸念、提案、苦情を直属の管理者（「管理者」）と共有することを奨励します。

管理者のチーム員から報告書が提出され、その問題が管理者の責任範囲内にある場合、管理者は、必要に応じて社内のサポートを受けながら、懸念や申し立てを可能な限り解決するよう努めなければなりません。


ただし、報告が以下のいずれかに該当する場合、管理者は報告者の匿名性に影響を与えずに通報を行うことができるホットラインに報告を行う必要があります。

- 第三者（サプライヤーやコンサルタントなど）から報告書が提出された場合、または、
- 報告内容に、詐欺、贈収賄、または反競争的行為の申し立てが関与する場合、または、
- 報告内容に上級管理職（取締役および執行役員）が関与する場合、または、
- 管理者の責任範囲外の従業員、個人、または事柄が報告内容に関与する場合。

この場合、管理者は内部告発者に以下のことを通知する必要があります。

- 報告書が管理者によって解決されず、内部告発のプロセスを通じて対処される必要があること。および、
- 内部告発者は、下の7.2項に定めるプロセスに従い、内部告発委員会のメンバーまたは調査官から連絡を受ける場合があります。

代表者が上司に報告すべき行為を報告しにくい場合、または上司が報告すべき行為に適切に対応していないと代表者が考える場合、従業員は報告手続き 2 の利用を検討することができます。

 NORTHLAND POWER	POLICY	DOCUMENT ID.	A-003
		REVISION NUMBER	03
		EFFECTIVE DATE	February 25, 2026
		PAGES	Page 7 of 12
SUBJECT:		WHISTLEBLOWER POLICY	

- **手続き 2 – 匿名通報ホットライン**

代表者は、ホットラインを通じて報告できます。ホットラインを通じて通報することにより、代表者は匿名で報告すべき行為を報告および相談することができます。

代表者は、母国語で報告書を提出することができます。ホットラインでは、英語、中国語（繁体字）、中国語（北京語）、オランダ語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、およびスペイン語での対応が可能です。

Northland 社外の代表者（つまり、Northland の取締役、執行役員または従業員ではない代表者）は、ホットラインを通じてのみ報告できます。

ホットラインでの報告は、代表者の所在地にかかわらず、以下の方法で行うことができます。

電話での口頭の報告


フリーダイヤルで、以下の地域で利用可能です。

+ 1 8336664256 (アメリカ)

+ 49 8001811518 (ヨーロッパとアジア)

安全なオンラインポータルサイト

<https://northlandpower.integrityline.com/>

 NORTHLAND POWER POLICY	DOCUMENT ID.	A-003
	REVISION NUMBER	03
	EFFECTIVE DATE	February 25, 2026
	PAGES	Page 8 of 12
SUBJECT: WHISTLEBLOWER POLICY		

郵送

CONFIDENTIAL

Northland Power Inc.
 Attention: General Counsel
 30 St. Clair Avenue West, 12th Floor
 Toronto, Ontario M4V 3A1 Canada

報告すべき行為が極秘の、もしくは有害な申し立てに関連する場合、または Northland の執行役員が関与する場合、代表者は報告手続き 3 の利用を検討することができます。

- 手続き 3 – 監査委員長への報告

報告すべき行為が、極秘の、もしくは有害な申し立てに関連している場合、または Northland の執行役員が関与している場合、代表者は Northland の監査委員長に報告書を提出することができます。

安全なオンラインポータルサイト

<https://northlandpower.integrityline.com/>

郵送

CONFIDENTIAL

Northland Power Inc.
 Attention: Mr. Russell Goodman, Chair of Audit Committee
 30 St. Clair Avenue West, 12th Floor
 Toronto, Ontario M4V 3A1 Canada
電子メール

Russell.Goodman@npibm.com



POLICY

DOCUMENT ID.	A-003
REVISION NUMBER	03
EFFECTIVE DATE	February 25, 2026
PAGES	Page 9 of 12

SUBJECT: WHISTLEBLOWER POLICY

6.2. 匿名報告

- 6.2.1. 当社は、報告すべき行為の追跡と調査を容易にするために、報告書を提出する代表者に氏名を記載することを推奨していますが、氏名を記載することは**義務ではありません**。匿名での報告を希望する代表者は、ホットラインを利用して報告するという選択があり、他の手続きで報告を提出する場合も、匿名希望の旨を明確に伝える選択があります。
- 6.2.2. 代表者が身元を明らかにした場合、当社は、適切な調査を行う目的または法律で認められている範囲において、代表者の身元の秘密を保持するためにあらゆる妥当な措置を講じるものとします。

7. 報告書の取り扱い

7.1. 内部告発委員会が受理した報告

- 7.1.1. 内部告発委員会が受理したすべての報告は、開示された報告対象行為の性質と複雑さを考慮し、内部告発委員会が速やかに調査します。調査の結果、必要であれば、外部のアドバイザーを起用し、適切な是正措置を講じることがあります。

7.2. 監査委員長（または取締役会の一員）が受理した報告

- 7.2.1. 監査委員長（または取締役会のいずれかの会員）が受けたすべての報告は、監査委員長が速やかに調査します。報告対象行為の性質に応じて、監査委員長は、監査委員会全体、人事・報酬委員会、内部告発委員会、経営陣の特定のメンバー、または第三者のアドバイザーを関与させる裁量を有します。調査の結果、正当な理由がある場合には、適切な是正措置がとられることがあります。



POLICY

DOCUMENT ID.	A-003
REVISION NUMBER	03
EFFECTIVE DATE	February 25, 2026
PAGES	Page 10 of 12

SUBJECT: WHISTLEBLOWER POLICY

- 7.2.2. 可能な場合、内部告発委員会の委員または 監査委員長（該当する場合）は、内部告発者に、通報を受けたことおよび調査が完了したことを通知します。内部告発者は、内部告発委員会が異なる決定をした場合又は法的に不可能な場合を除き、調査の最終的な解決について通知を受けることができます。
- 7.3. スペインに所在する内部告発者によって提出された報告、または当社のスペインにおける活動に関する報告は、付録 A に定める手続に従って取り扱われます。

8. 守秘義務

- 8.1. すべての報告書は、匿名であるか否かにかかわらず、法律で認められる最大限の範囲において、機密情報として扱われます。報告書は、内部告発委員会および調査に関与する必要最小限の社内外の個人にのみアクセスできるようにします。本方針が要求する方法で報告書に関する情報を共有することは、守秘義務の違反とはみなされません。

9. 記録の保管



POLICY

DOCUMENT ID.	A-003
REVISION NUMBER	03
EFFECTIVE DATE	February 25, 2026
PAGES	Page 11 of 12


SUBJECT: WHISTLEBLOWER POLICY

- 9.1. 監督者、内部告発委員会、監査委員長は必要に応じて、受領、調査、解決されたすべての報告書のログを維持しなければなりません。前四半期中に受理され、調査中であり、解決されたすべての通報の概要は、四半期ごとに内部告発委員会から監査委員会に提出されるものとします。監査委員会は適切または必要と判断されるときに、Northland の取締役会に報告します。
- 9.2. 軽薄な、根拠のない、悪意のある、または故意の虚偽の根拠に基づいて報告された結論づけられない限り、苦情の記録は、苦情を申し立てた代表者の人事ファイルに保管されません。
- 9.3. 報告すべき行為に関する報告に関連する記録は、Northland の所有物であり、Northland の記録保管方針および適用される法律や規制に従って、7年以上の期間保管するものとします。

10. 公開

- 10.1. 本方針のコピーは、Northland のすべての代表者が入手できるものとします。
- 10.2. 本方針は、当社ホームページの <https://www.northlandpower.com> に掲載されます。
- 10.3. また、本方針に関する告知は、Northland のオフィスや施設内の目立つ場所に他の掲示物とともに表示されます。

11. 参考資料

 NORTHLAND POWER	POLICY	DOCUMENT ID.	A-003
		REVISION NUMBER	03
		EFFECTIVE DATE	February 25, 2026
		PAGES	Page 12 of 12
SUBJECT:		WHISTLEBLOWER POLICY	

11.1. 詳細な情報や資料については、その他の関連する Northland の方針を参照してください。

11.1.1. 企業行動・倫理規範

11.1.2. 贈収賄防止・腐敗防止の方針

12. 本方針の所有権

12.1. 内部告発委員会は、本方針の所有者（以下「**方針の所有者**」といいます）であり、その適切な実施と執行に責任を持つものとします。

12.2. 本方針に関する指針や説明が必要な代表者は、最高法務責任者（Legal@northlandpower.com）に直接問い合わせてください。

12.3. 本方針は毎年見直され、適宜改訂される場合があります。 \

13. 従業員の認証

13.1. Northland の各従業員は、採用時に本方針を読み、報告すべき行為の提出に関連する選択肢、権利および責任を理解したことを証明しなければなりません。



付属文書

内部告発者に関する方針

(ホイットスルブローワーポリシー)

本文書に関する重要な情報	
本文書の識別情報	Northland Power Inc.の承認を受けた方針に付属する名称「内部告発者に関する方針」もしくは「ホイッスルブローワーポリシー」、文書番号 A-003（以下、「グループの一般方針」）
地理的適用範囲	スペイン
適用法令	2023年2月20日付法律第2号（規制違反通報者保護および汚職防止法：Ley 2/2023, de 20 de febrero, reguladora de la protección de las personas que informen sobre infracciones normativas y de lucha contra la corrupción）。
その監督の責任者	内部告発委員会
現行条文の承認日	2026年2月25日
適用日	PULSE/社内通知で公開
公開先並びに情報へのアクセス	PULSE

バージョン	日付	承認機関
1	2026年3月26日	Northland Power Spain Holdings, S.L.U 取締役会

付属文書 - 内部告発者に関する方針 (ホイッスルブローワーポリシー)

本付帯文書は、スペインに所在する Northland Power Inc.の各関連会社に対してのみ適用されるものとし、2023年2月20日付法律第2号（規制違反通報者保護および汚職防止法：Ley 2/2023, de 20 de febrero, reguladora de la protección de las personas que informen sobre infracciones normativas y de lucha contra la corrupción）（以下、法律第2/2023号といたします）に規定された諸要件、保護措置および義務事項を遵守するために、グループの一般ポリシーの内容を補うことを目的としています。

本付属文書において定義されていない頭文字が大文字の用語については、「グループの一般方針」において定められた定義を使用するものとします。

本付属文書は以下の4つの項に分かれます。

導入部 - 対照表: 本項はグループの一般方針並びに本付属文書で使用される用語と法律第2/2023号で採用されている用語とを関連付けるものです。

- **第1項 - ホットラインの戦略:** 本項は「内部情報システムおよび通報者保護に関する一般原則を明記した方針または戦略を策定し、かつ、当該組織内において適切に周知すること」に関する法律第2/2023号5条2項(h)号の要件を遵守するものです。
- **第2項 - 報告並びに調査手順:** 本項は、法律第2/2023号が本分野において求める内容を網羅した「報告管理手順」を整備することを求めた同法第9条の要件を遵守するものです。
- **第3項 - 管理台帳、個人情報保護、および外部チャンネル:** 本項では、これらの分野に関して法律第2/2023号25条、26条並びに32条が定める具体的な要件を規定します。

導入部 - 対照表

以下に、グループの一般方針で使用されている用語と本付属文書における対応用語の一部を対照形式で提示します。これは、法律第2/2023号が用いる用語との明確かつ適切な関連性を担保することで、同法への理解を深めるとともに、当該法規に基づく法的義務の履行を証明することを目的とするものです。

対照:

- グループの一般方針における「ホットライン」: 本付属文書においては、法律第2/2023号5条に定める要件に基づく「内部情報システム (Sistema interno de información)」に相当します。

- グループの一般方針における「内部告発委員会」：「内部情報システム管理責任者 (Responsable del Sistema Interno de información)」の職務を担い、法律第2/2023号8条の定めに従い、適切な権限、誠実性、職権および独立性を備え、かつ職務遂行に必要なリソースを有します。
- グループの一般方針における「報告すべき行為」：グループの一般方針の定めに加え、本項において、その適用範囲を定める法律第2/2023号2条に掲げられたあらゆる作為または不作為もまた「報告すべき行為」とみなされることを明記しています。すなわち、法律第2/2023号2条が定める特定の分野における EU 法違反、刑事犯罪（例：性的嫌がらせ、パワーハラスメント、あるいは思想・宗教・信念・家族状況・民族・人種・国籍・性別・年齢・性的指向・性自認に基づく差別など）、および重大または極めて重大な行政法違反（例：労働協約の不履行、税務上の不正など）は、すべて「報告すべき行為」とみなされます。
- グループの一般方針における「報告」：法律第2/2023号4条に規定される「内部情報システムを通じた違反の通知 (comunicación de infracciones a través del Sistema interno de información)」に相当します。
- グループの一般方針における「内部告発者」：法律第2/2023号3条に規定される「通報者 (Informante)」に相当します。

第1項 - ホットラインの戦略

ホットラインの運用は、以下の原則に従うものとします。

- (i) 独立性の原則: 内部告発委員会は、ホットラインの運用、並びに通報の管理、分析、調査、解決の各段階において、最高水準の独立性、自律性、および利益相反の回避を担保し、その職務を遂行するものとします。
- (ii) 一切の容認禁止と尊重の原則: Northland は、倫理的原則および価値観に反する行為を一切容認しない（ゼロ・トレランス）というコミットメントに基づき、ホットラインを導入した。これに関し、適用法令に違反する行為を明示的に禁止するとともに、Northland の全従業員に対し、犯罪を構成するおそれのあるあらゆる行為を報告するよう義務付けるものです。
- (iii) 誠実性の原則: ホットラインは提供する情報が真実であると信じるに足りる合理的な理由がある報告を管理・処理するための手段として構築されています。これは、確定的な証拠が提示されない場合であっても同様とします。したが

って、これとは対照的に、悪意を持ってなされたあらゆる報告は、本ホットラインの取り扱い対象外とします。

- (iv) 内部告発者並びに関連する第三者に対する報復禁止の原則: Northland は、内部告発者または関連する第三者に対する報復行為を禁じます。これには、報復を示唆する脅迫や、報復を試みる行為（未遂）も含まれます。報復行為の行われている、あるいは過去に報復行為が行われたという事実を知るに至った場合、Northland は、かかる事態の阻止、対処、並びに是正に向けて必要な保護措置を講じるものとします。
- (v) 報告により影響を受けた者（被報告者）に対する保護原則: こうした報告により影響を受けた者は、推定無罪および名誉に関する権利を有するとともに、防御権および関連する事案記録へのアクセス権を有するものとします。ここでいうアクセス権とは、自身に帰せられた作為または不作為に関する情報のほか、権利を効果的に行使するために必要な情報、および個人情報保護に関する情報の閲覧を指します。本報告の正当な完遂を期するため、すべてを期限内に、かつ規定の形式に従って進めるものとします。
- (vi) 内部告発者の身元保護の原則: Northland は、内部告発者の身元を保護することを確約します。かかる身元の開示は、裁判所、検察、または管轄の行政当局のみに限定されるものとし、いかなる場合においても、第三者による当該情報へのアクセスが阻止されるよう義務付けます。
- (vii) 守秘義務並びに個人情報保護の原則: Northland は、ホットラインを通じて報告された違反を構成する作為または不作為を把握するために必要のない個人情報の処理は行わないことを確約します。万が一、不要な情報の処理が発生した場合には、適切な法的根拠に基づき、当該情報を削除します。この点に関して、ホットラインは、内部告発者、関連する第三者、および報告の対象者（被報告者）の機密性を常に保証するように設計され、管理されています。
- (viii) 期限遵守の原則: Northland は、手続きの全過程において、適用される法令等で定められた期限を遵守することを確約します。

第2項 - 報告並びに調査手順

A) 報告の受領

報告の受領は、グループの一般方針の第6項および第7項の規定に従って行われるものとします。ただし、ホットラインを通じて受領した通報については、補完的かつ追加的に、法律第2/2023号の第7条および第9条に規定される以下の義務を遵守しなければなりません。

- a) 受領通知: ホットラインで報告を受領した日から7暦日以内に行われるものとします。ただし、それによって当該通報の機密性が損なわれるおそれがある場合は、この限りではありません。
- b) 法律第2/2023号8.2条の規定に基づき、内部告発委員会は、ホットラインの管理権限および調査ファイルの処理権限を、Northland Power Inc.のゼネラル・カウンセル（総務法務責任者）に委譲することを決定しました。
- c) 内部告発者は、最大7日以内に内部告発委員会との対面による面談を要請することができます。かかる面談は、内部告発の提示を目的として、スペインにおける同委員会の代理人との対面面談を通じて実施されるものとします。その場合、面談は録音され、内部告発者は適用法令に従って自己の個人情報の取り扱いについて通知を受けるものとします。
- d) 法律第2/2023号7条に規定される条件に基づき、口頭による通報を受領するものとします。

ホットラインは、グループの一般方針の第6.1項において明示されており、これにより、法律第2/2023号9.2条 a 項の規定が遵守されています。

B) 報告の調査

報告の調査は、グループの一般方針の義務を遵守して行われるものとし、スペインの Northland においては、いかなる場合も、以下に掲げる法律第2/2023号9条に規定された報告の管理に関する法的義務の遵守を含むものとします。

- a) Northland は、ホットラインを通じて情報提供を行う内部告発者と連絡を取り、必要に応じて当該報告に関する追加情報の提供を求めることができます。
- b) Northland は、報告の影響を受ける者（被報告者）に対し、自己の個人情報の取り扱い、および自身に帰せられる作為または不作為について、合理的な期間内に通知しなければなりません。その際、調査が確実に目的を達するように、適切とみなされる時期並びに方法に配慮するものとします。
いかなる場合においても、かかる報告の影響を受ける者（被報告者）は、法令に定められた条件に基づき、自身に帰せられる作為または不作為を知る権

利を有します。ただし、いかなる場合も、適用法令（特に法律第2/2023号9.2条 g 項および31条など）によって保護される、内部告発者の機密性および身元保護に関する保証が尊重されるものとします。

- c) 他方、内部告発者が報告の中に第三者（例：目撃者）のデータを含めた場合、当該の第三者に対しても、その者との最初の連絡時、または最大1ヶ月以内に、適用される規定に従って個人情報保護に関する重要な事項を通知しなければなりません。
- d) 法律第2/2023号9.2条 h 項の規定に従い、報告の影響を受ける者（被報告者）の推定無罪および名誉を尊重する義務。
- e) スペインにおいてホットラインを通じて受理した報告の審理および調査活動に対して回答を行うための最大期限：この期限は報告の受領から3ヶ月とします。ただし、当該の報告が特に複雑であるために Northland が期限の延長を必要とする場合は、法律第2/2023号9.2条 d 項の規定に従い、さらに3ヶ月の延長を行うことができるものとします。

第3項 - 管理台帳、個人情報保護、および外部チャンネル

A) 管理台帳

「記録の保管」と題されたグループの一般方針の第9項を通じて、管理台帳に関する法律第2/2023号に定められた義務が遵守されるものとします。これにより、受理した各報告並びにそれに基づいて実施された内部調査のそれぞれを記録し、いかなる場合においても、法律第2/2023号に規定された機密保持要件を保証するものとします。

B) 個人情報保護

法律第2/2023号32条の規定に従い、受理された報告および内部調査に関する個人情報は、必要かつ相応な期間に限り保存されるものとします。その際、以下の事項および期限を考慮するものとします。

- a) 手続きの対象となるデータは、報告のあった事実についての調査を開始する妥当性を判断するために不可欠な期間に限り、情報システム内に保存することができます。提供された情報の全部または一部が真実ではないと証明された場合、その事実が判明した時点から直ちに当該情報を削除しなければなりません。ただし、当該の虚偽性が刑事罰の対象となる違法行為（犯罪）を構

成する可能性がある場合はこの限りではなく、その場合は、裁判手続きが行われている期間中、必要な範囲で情報を保管するものとします。

- b) いかなる状況においても、報告の受理から3ヶ月が経過した時点で調査活動が開始されていない場合は、当該情報を削除しなければなりません。ただし、システムの運用実態を証明する証跡を残すことを目的として保存する場合は、この限りではありません。受理されなかった報告については、匿名化された形式でのみ記録することができます。
- c) いかなる場合においても、10年を超える期間にわたってかかるデータを保存することはできません。

C) 外部通報チャンネル

Northland は、適用される現行法令に基づき義務付けられる場合、当局および規制機関によって外部通報チャンネルが設置され次第、当該チャンネルの存在についても周知し、情報提供を行うものとします。

以下の通報チャンネルの存在について、ここに明記します。

- スペイン市場競争委員会（CNMC）の内部通報チャンネル：
<https://edi.cnmc.es/canal-interno>
- 欧州エネルギー規制者協力機関（ACER）：<https://www.acer.europa.eu/>